

第1回 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会 会議録

日 時：平成24年5月21日（月）午後1時30分～
場 所：教育委員会事務局3階第1会議室

出席者

策定委員：今西委員、桂委員、宮本委員、石原委員、山田委員、清澤委員、岡本委員 7人中7人出席

教育長：三宅奎介

事務局：柴田生涯学習部長、渡辺生涯学習部次長、脊戸地域教育文化課長、東田課長補佐、清水主任、藤田、大家

会議次第

案件1 委員長、副委員長の選出

案件2 会議の公開について

案件3 今後の進め方について

案件4 生涯学習とは何かについて

その他の案件 事務局連絡事項について

資料

1 会議次第

2 策定委員会出席者一覧

3 座席表

4 資料1-1 生涯学習推進基本計画策定体制

資料1-2 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会設置要綱

資料2-1 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

資料2-2 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会の会議公開要領(案)

資料2-3 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会傍聴要領(案)

資料3-1 生涯学習推進基本計画策定の流れ(平成24年度)

資料4 『生涯学習とはなにか』

午後1時30分開始

課 長：（開始）

それでは、ただ今より門真市生涯学習推進基本計画策定委員会を開催いたします。

私は、本委員会委員長が選出されるまでの間、司会を務めます地域教育文化課長の脊戸でございます。円滑な議事進行にご協力賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

開会にあたりまして、三宅教育長からご挨拶を申し上げます。

三宅教育長：（あいさつ）

本日は、門真市生涯学習推進基本計画策定委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、委員就任を快くお引受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

現在、わが国の平均寿命は世界一の水準にあり、一方で出生率の低下による少子化により、歴史上経験をしたことのない速さで高齢化が進み、いまや「超高齢社会」を迎えつつあります。人生90年時代に入ったと言われています。そのような状況の中で、生涯学習推進基本計画は、これからの本市生涯学習の在り方と行く末を見据える上での土台となり、門真市第5次総合計画の基本理念のひとつでもあります、「人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち」をめざすためにも不可欠なものです。

どうか委員の皆様におかれましては、生涯学習の理念に基づき10年後、20年後の本市社会が、一層輝き発展いたしますよう、それぞれの専門分野からのご検討・ご審議をいただきますことを重ねてお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課 長

ありがとうございました。

課 長 （資料の確認）

会議を始めさせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。資料は、合計 10 点です。

まず、会議次第、出席者一覧、座席表、資料 1-1 生涯学習推進基本計画策定体制、資料 1-2 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会設置要綱、資料 2-1 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、資料 2-2 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会の会議公開要領(案)、資料 2-3 門真市生涯学習推進基本計画策定委員会傍聴要領(案)、資料 3-1 生涯学習推進基本計画策定の流れ(平成 24 年度)、最後に今西先生から提供いただきました資料 4 『生涯学習とはなにか』でございます。そろっておりますでしょうか。もし、何か漏れておるものがございましたらお知らせください。

課 長 ： （出席者紹介）

本日のご出席の皆様を、お手元出席者一覧の順にご紹介申し上げます。

神戸学院大学 教授の今西委員でございます。

門真市社会教育委員で公益財団法人 大阪体育協会副会長の桂委員でございます。

門真市公民館運営審議会委員で文化会館サークル代表の宮本委員でございます。

門真市図書館協議会委員で絵本ことの葉会代表の石原委員でございます。

門真市スポーツ推進委員協議会副会長の山田委員でございます。

アトリーグ門真代表の清澤委員でございます。

門真市体育協会を代表しまして卓球連盟会長の岡本委員でございます。

併せて、事務局の職員 7 名が同席しておりますので、ご報告いたします。

つづきまして、生涯学習推進基本計画策定趣旨につきまして、事務局よりご説明いたします。

補 佐 ： （策定趣旨説明）

地域教育文化課課長補佐の東田でございます。

生涯学習推進基本計画の策定趣旨につきましてご説明いたします。

本委員会におきましてご議論いただきます「生涯学習推進基本計画」につきましては、門真市における生涯学習施策の土台なるものでございます。

これまで、本市におきましては、文化・スポーツなど各般に亘り市民のみなさまの日々の精力的な学習活動に支えられながら、事業を様々に展開して参りました。

国におきましては、平成 23 年 8 月「スポーツ基本法」が施行され、また平成 24 年 3 月に「長寿社会における生涯学習のあり方」が示されるなど昨今の生涯学習を取り巻く環境は日進月歩であります。

市の施策といたしましては平成 22 年に策定いたしました、第 5 次総合計画において生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境を作るとし、生涯学習環境の充実並びに市民スポーツの振興を掲げております。

このような状況の下において、本市にふさわしい生涯学習社会のあり方を見出し、生涯学習や協働の観点から、市民に求められている役割や、それを実現する上で必要な行政の役割など、市民と行政とが目指すべき本市における生涯学習社会像を明らかにすべく、本年度から 2 ヶ年をかけ生涯学習推進基本計画を策定するものです。

策定体制につきましては、資料 1-1 に示しておりますとおり、本委員会の下部組織として、関係課の課長級職員による「生涯学習推進基本計画策定検討会」及び関係課職員によるワーキンググループを設置し実務者レベルとの双方向の議論により進めてまいります。

このことから、市民委員各位におかれましては、本委員会で日々の活動の中でお感じになっていることや、市民の視点から活発にご議論いただくとともに、生涯学習に関する考え方や最近の動向等を是非ともご所属の団体、サークルにお持ち帰り頂き、みなさまで情報の共有をしていただきますようお願いいたします。

それによりまして、なお一層本市の生涯学習が発展・深化していくものと考えておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます

課 長 ： (委員長・副委員長の選出)

それでは、策定委員会に入らせていただきます。

案件1、「委員長・副委員長の選出について」でございます。

お手元にごございます資料1－2本委員会設置要綱第5条の規定では、委員長及び副委員長を互選により定めることとなっております。

選出にあたりまして、いかがいたしましょうか？

山田委員：

委員長には、生涯学習が専門の今西委員、副委員長には社会教育委員である桂委員を推薦いたします。

課 長：

ただ今、山田委員から、委員長に今西委員、副委員長に桂委員をとの、ご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

清澤委員： 異議なし (ほか数名の委員からも異議なしの声あり)

課 長：

ありがとうございます。それでは、委員長には今西委員、副委員長には桂委員にご就任いただくことといたします。それでは、今西委員長に、就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたしたく存じます。

今西委員長：(あいさつ)

私と桂先生が、委員長と副委員長に推薦していただき、誠に光栄で心がふるえる思いでございます。

あいさつということなのですが、先ほども教育長が言われましたように、今日本の国に求められていることは、地域をどのように作るかということが一番大きなテーマではないかと思います。コミュニティ形成とか地域形成という言葉を使うわけです。その際に、いろんな形でみんなが力を合わせてまちを作っていくわけです。その中で、大事なものとして生涯学習という大きな切り口があるわけです。今般、門真市で生涯学習の推進のためのよりどころとなる、骨子となるような基本計画を策定したいとご依頼がありまして、私も委員として引き受けさせていただきました。一つの切り口ではありますが、大変重要な柱になるものと確信しております。この委員会において、皆さんと共に2年間、審議させていただいて門真市のこれからの10年、20年、30年先のことを見ながら、とりあえず5年、10年の計画を考えていきたいと思っていますので、活発なご参加をよろしくお願いしたいと思っています。なんとかうまくまとめられることを願っておりますので、ご協力お願いします。

桂副委員長：(あいさつ)

ご専門の先生が委員長ですので大変安心しております。

私も、実際の仕事からは退職した身でありますけれども、自分が一步步社会になじむべく、それこそ生涯学習の第1歩を昨年から自分の地域で実践をしているところです。それも併せて一つは社会教育委員として選ばれましたけれども、大阪体育協会の府の仕事もしておりますが、私の勉強もさせていただきながら発言させていただけたらありがたいと思っております。

課 長：

ありがとうございます。それでは、以後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願い致します。

委員長：

それでは、案件2「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。

事務局、説明をお願いします。

補 佐：

案件2についてご説明いたします。

お手元の資料2－1「審議会等の会議の公開に関する指針」資料2－2「策定委員会の会議公開要領（案）」及び資料2－3「策定委員会傍聴要領（案）」をご覧ください。

資料2-1、1ページ、「審議会等の会議の公開に関する指針」第4により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議に諮って行うこととなっております。

なお、事務局といたしましては、本委員会において個人情報等の非開示情報を扱う恐れが少ないと思われることから、「公開」とすることをご提案させて頂きたく存じます。

また、会議録につきましては発言、趣旨などを把握できるような形で全文筆記とさせていただき、ホームページにおいて公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料2-2「門真市生涯学習推進基本計画策定委員会の会議公開要領（案）」についてであります。

この要領につきましては、資料2の1「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき定めるものです。

要領につきましては、「1 会議の公開」、「2 公開の方法等」、「3 傍聴の受付等」、「4 会場の秩序維持」、「5 会議開催の周知」、「6 会議記録の閲覧等」、「7 事務局の設置場所」、そして「8 その他」を定めています。

続きましてお手元の資料2の3「門真市生涯学習推進基本計画策定委員会傍聴要領（案）」をご覧ください。

これは、本策定委員会が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する遵守事項を定め、傍聴者への周知に努めるものとしています。

「1 傍聴の手続」、「2 会議の遵守事項」、そして「3 会議の秩序維持」を定めています。

以上でございます。

委員長：

説明は終わりました。会議の公開・非公開ということで、事務局から公開ということでのご提案でございましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特に、ございませんか。

説明の中にありました、4の会場の秩序維持について、傍聴席はどうお考えですか。

補佐：

傍聴席は、今ご覧いただきますように後ろのとおりとなっております。

委員長：

6名の事務局の方の後ろの席、傍聴席はこれでよろしゅうございますね。

会場の整備よろしくお願いします。公開ということでよろしくお願いします。

それでは、本策定委員会を公開とし、会議録・公開要領・傍聴要領については事務局提案どおりでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長：

続いて、案件3「今後の進め方について」であります。

事務局、説明をお願いします。

補佐：

案件3、今後の進め方につきましてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください

今年度におきましては、概ね3回の会議を予定しており、計画策定に向けての基礎的事項の把握から順次進め、年末頃を目途といたしまして、計画骨子として計画の大まかなフレームを構築し、多くの市民のみなさまからのご意見を頂戴する観点から、骨子段階からパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

このパブリックコメントの意見も踏まえながら素案の検討に入って行きたいと考えております。

このことから、まず、基礎的事項の把握として、市民の皆様が描く将来像や現状認識、市民の皆様との協働による事業展開の可能性など、市民意向調査として無作為抽出による市民2000名を対象としたアンケート調査を予定しております。

合わせまして、実際に各施設において各種スポーツや学習活動を実践しておられます約500のサークル・団体のみなさまを対象としたアンケート調査も予定しております。

つきましては次回の委員会におきまして、当該アンケート実施に向け、質問項目の設定等につきましてご議論を頂きたいと考えております。

案件3、今後の進め方につきましては以上でございます。

委員長：

ただいまご説明いただいたことは、資料3-1に書かれております。

今年度は3回くらいの会議の予定ということですね。いろんな形でパブリックコメントを実施する。それから、アンケート調査を9月ぐらいに無作為で2,000名、サークルの代表500の調査を行うとともに、ヒアリングの実施を骨子の前提に示されていると思いますが、時期のどこを含めまして委員の先生方何かご意見、ご質問はございますか。

清澤委員：

24・25の2箇年で策定ということですが、最終までのスケジュールは何かあるのでしょうか。当面は、素案の検討ということですが、

補佐：

今後議論の中で、お示したいと考えております。

概ね25年の年末ごろには、形にはしていきたいと考えております。

委員長：

25年の年末ですね。来年の12月ぐらいを目途にまとめていきたいということです。

25年度の計画については、おいおい出していただくということでよろしくお願いします。

清澤委員：

全体的な流れとして、市のほうで問題意識を持たれて生涯学習推進とういことで今回策定委員会をつくられたと思うんですけども、イメージされている最終の目標は、ごく抽象的なものだと思うんですけども、それを今度実行した時に、どういう風な効果、一定の指針ですね最終的に実施した場合の戦略的に何かお持ちなんですか。生涯学習を学ぶ人が、市民のうちの何割いるとか、現状これに対してこれを増やしていきたいとか、具体的な目標をあらかじめ設定したほうがいいんじゃないかという気がします。

委員長：

策定後の効果、どういったことに役に立つかということですね。

事務局として何かお持ちですか。

補佐：

アンケートもですね、計画策定自体が初めての経験でございまして、今の現状がどうゆう状況にあるのか分析から入らせていただき、その中でどういう数値に持っていくか議論の中で進めていきたいと考えております。

清澤委員：

まず、アンケートということですね。

委員長：

アンケートの結果を踏まえて可能な限り市民の学習が広がるような、そういったことを目指すことなんですね。また、この会議の中で具体的な数値目標なり、数値でなくてもこういう形が望ましいそういう像を提案していただいてそれを私たちが作る計画の中で反映できたらなと思っております。

宮本委員：

生涯学習という言葉からは、何かおじいさん、おばあさんだけを対象にしている雰囲気があるように思われる。

先ほどもありましたように、老人が増えたということでございますけれども、やはり、町というものは若い人が多

い方が活気があると思います。そのへんも含めた生涯学習という形になっているのでしょうか。

委員長：

事務局どうでしょうか。

補佐：

また、後ほど今西先生から「生涯学習とはなにか」ということでお話いただこうと思っております。

生涯学習は、生まれた時からというスパンで検討されるべきものと考えており、当然ながら若い方の参画という視点も欠かすものではないと考えております。

委員長：

次は、私の話ということになるのですが。

その前に今日は、私を含めて7名の委員の方が出席いただいておりますので、皆さんから一言ずつ、生涯学習に対する思いや今のお考えや委員就任のお考えなどを少し話いただいて、それを基にしながら次の話に入っていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。事務局よろしいですね。

補佐：

お願いします。

委員長：

それでは、順番はよくわかりませんが、宮本先生からお願いしてよろしいでしょうか。

宮本委員：

最近門真市では、文化の香りがするように感じております。ジャズフェスティバル、文化祭も上手にしておられると思います。その辺も含めまして、門真市の文化をどうしたら元気にできるかという考えを温めている。

石原委員：

門真で読み聞かせの会に入っております。読み聞かせをしていくなかで若い人たちにも接する中で、特に若い人たちというよりも小さい子どもさんと接しています。小さい子供さんたちも来られたりするその中で、生涯というのは、文化、スポーツなどそういうものを含めて、若い人たち私たちも含めて、赤ちゃんから老人までどんなふうに学んでまちを活性化していくということが生涯学習の基本かなという程度しかわからないですが、勉強させていただきます。

清澤委員：

文化団体というとおこがましいですが、前に今西先生と一緒に芸術振興の委員会させていただいて、そのフォローアップが少しできないかということで、有志で意見交換という形としてアトリグを進めてさせています。生涯学習というものは文化だけではないという気がしていますが、文化もちろんその一つであると思います。もっと、幅広い一般教養的な、あるいは道德も含めた形で市民の人が接するような形に持って行けた良いと思います。先ほど、具体的な目標はないか思いましたのは、昨今、あまり好きな言葉ではありませんが「民度」ということをよく言いますよね。「市民の民度がどうか」というのは、どんな要素から判断されてきてそういう要素が、いま門真ではこうであって、それがここまでいくという具体的なものが見えてくると策定の仕方が、実際的なものになり、具体的な目標の中で一步一步改めて向上させた歩み方・取り組み方ができたらよいと思います。

岡本委員：

私は、生涯スポーツに大きな関心を持っております。門真市では各スポーツ団体がございまして、生涯スポーツということで小学生から高齢者まで、一生涯通してスポーツを楽しんでいただくという観点で活動が続けています。門真の方で、私たちが一番ジレンマに思っているのが、門真には大学がございません。そこで、小学校・中学校とスポーツを続けられましても、高校生になると先の透明性がなくなります。そこで、スポーツを続けられ方もそこから大学に行きますと門真から離れていかれます。大学を卒業して社会人になったときは、就職難などもあり門真に勤務する方も少なくなります。

また、女性におきましては、30歳代ぐらいに結婚され子どもができますとスポーツを楽しむということから遠のいていきまして、40歳すぎぐらいから何かスポーツをやりたいという申込みがあるのですが、数が少ないです。全体として、子どものころから高齢者になっても楽しめるようなスパンで活動できるように考えております。それと特に女性の問題で、二十歳すぎから学校卒業までの間がスポーツに親しんでいただけるときであるということが問題になっています。今、体育協会の登録者が年々減ってきております。小・中学校のクラブ活動は、盛んですがそれ以降からとぎれる状況にあることが続いております、そのへんをスポーツ生涯ということで考えております。

山田委員：

私は、門真市のスポーツ推進委員をさせていただいております。去年、スポーツ基本法が定められスポーツ推進委員がこれを推し進めるように書かれています。

幼児から大人までスポーツする権利が与えられまして、それに則しまして「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツが楽しめる、スポーツだけでなく文化活動なども楽しめるようなまちづくり・地域づくりができればよいかな、また、子どもに対しましては体力の低下が言われておりますのでその向上、もちろん高齢者には、健康増進というかたちで進んでいくように思います。

門真市でも総合型スポーツクラブが出来上がっておりますので、そちらの方でも、何か協力できることがあればと思い、委員を受けさせていただきました。

桂副委員長

社会教育委員を受けさせていただきましたのは、市民ではなくなみはやドームにおりまして、門真市の方がプールを利用いただいたり、平常時には四季折々トレーニングセンターに、ずいぶん来られたことから関係させていただきました。

社会教育と生涯学習とは、どう違うんだろうと一つクエッションに数年前から思いました。これをするときのも、いろいろ文献をあさったりしております。生涯学習推進計画というものは、計画を立てられるにあたり、よく巷では自己実現のためだけに考えておられる方が多いですね。自分が学ぶ、自分がそれで満足したらいい、学習する場があればいい、そこだけで満足せずにやはり、今、多くの方がおっしゃれたように、まちづくり、人とのつながり、つながって一緒に何かをやっていくこと、それは、社会に還元すること、門真に住んでいて良かったな、そのために自分が出来ることを広げていくことが大事だったりしています。

だから、発展的に市民が喜ぶ、また、いろんな施設をお建てになるということなので、住んでいて良かったな、自分もやりがいがあるという形で計画がで行政支援がされるようになればいいなと、漠然と思っています。

委員長：

各委員からそれぞれのお立場を踏まえて、今回の委員会の参画の中でお気持ちを伺いまして、心強いお言葉と頂いたと思います。

次に、事務局から私に「生涯学習とはなにか」ということを約20分でしゃべれということなのですが、時間は15分程しかありませんが始めたいと思います。

資料4を開けていただきますようお願いします。

委員長：

実は、「生涯学習とはなにか」ということを、文部科学省では、大学の教育では2700分を30回ですることになっているんですが、それを15分でするのははなはだ難しいです。最初に申し上げることは、生涯学習という最初の生涯というのですね、それは人間発達論という学問がありまして人間の発達というのは、二十歳ぐらいがピークと考えられてきた従来の教育の在り方が間違っていると、亡くなるまで臨終の瞬間まで人間は発達するんだという発達論というのが、今の学問的な主流になっています。人間の成長がクライマックスに達するのは、まさしく臨終の瞬間だと、一つの例をあげますと経験というのが人間にとって一つの学習資源なので、経験がたくさんある人、引き出しのたくさんあるひとはですね、それなりに修羅場をくぐって引き出しを作ってくる訳で、その引き出しのたくさんある人ほど人間の成長・発達が著しい、こう捉えています。そうしますと、若い人が経験が不足・引出が少ない、一方、年配の方・経験を積まれた方は、そういうものが多くなっている。これを人間の成長発達論というように考えているのが今の学問なんです。以前のように、二十歳ぐらいがピークの教育のことをフロントエンドの教育というんですね。言うならば、昔ならば商業学校をでた、工業学校をでた、そして60歳まで充分に家族を養って社会人

として勤めを果たしてきた方がいらっしやった訳ですが、今はそういう教育ではなく生涯にわたっての教育、これをライフロングといいますね。ところで、今教育という言葉を使っただけですが、教育という言葉が学習という言葉に置き換わったのが、1970年代の世界で大きな流れが出てきたんです。何かと申し上げますと、教育というのは他人から教わったり、他人に育てられたりして、自分自身の発達を促す行為、これを教育というわけです。他者の支援、他人が個人の学びを支援する、この最も端的な行為が教育という営みであると言われていました。

ところが、実際に人間の成長・発達は、まず本人がいるわけです。ですから、一人の人間の人格があって、その人格の成長・発達が必要なことです。そういう意味で個人の成長・発達のことを学習と呼んでいます。学習というのは、わかりやすい言葉でいえば、個人が自分の持っている能力ですね。能力というのは、何も算数の計算ができるというようなことではなく、もっと広い意味での能力で、最近の英文の論文では、アビリティという単語を使っているぐらいなんです。アビリティというのは、ご存じのとおりビ・エイブル・トゥのエイブルですね、ビ・エイブル・トゥというのは、キャンという言葉・助動詞に置き換えられています。可能性ということです。それぞれの人間一人ひとりが持っている能力を、引っ張り出すことをエンパワーというんですね。エンパワーすることによって個人が自己実現していくことを学習と捉えています。そういう意味で、生涯にわたる学習、これが生涯学習の意味なんです。

基本的に生涯学習というのは、いろいろな誤解があるんですが厳密な言い方をすると、生涯学習という言葉は、教育と教育を進めるあるいは学習を進める際の、基本的な考え方を示す言葉なんです。

つまり、理念なんです。具体的な活動を言うのではないのです。したがって、言うならば教育の原理、学習の原理と言っても良いと思います。たとえば、教育を進めるにおいても学習の原理を踏まえながら教育を進める。ということで、その原理をさす言葉が生涯学習という言葉なんで、それが、このレジュメの2— (1)のところに、その中身を書いておきました。時間がないので、説明しませんがこういったことが言われています。

そもそも、なぜ、生涯学習と言いついたのかということなんですが、実は、いろんな問題があるんですが一番大きな問題は、地球環境、地球の資源が枯渇するという大きな問題の中で、人間が、人類が絶滅するかもしれないという滅亡という一つの危機を迎えている。その滅亡という危機を乗り越えるためには、それぞれの人間が持っている潜在的能力をみんなが、たとえば60億の人間がおれば60億の能力を発揮する、それぞれの可能性を表に出すこと、これが必要だということを、かつて1960年代終わりから70年代にかけて、ローマクラブという団体がそういうことを言ったんですね。これを受けて、ユネスコがそれを体系化したのが、生涯教育という言葉が出てきたわけです。ところが、70年代に入りまして、教育というふうなあなた任せなんですね。先生、指導者、コーチ、インストラクターなどがいて、そして成長する、それは大事なことです。人間にとって、一番大事なことは、親です。ピアレンツから始まります。本当に大事なことは、本人なのです、その本人に主体を置く、つまり、教育という営みは、あくまでも本人の学習という営みを支援するという大きな役割だということなんです。これが、求められていたんです。たとえば、1996年の第15期中央教育審議会で、こんな言葉があるんです。「教育とは」という定義をしているんです。「自分探しの旅を助ける営みである。」自分探しの旅とは、自分が自分を認識し、自分が何者であるのか、しっかり理解する。そして、それを社会に生かしていくその自分探しの旅を助ける営みが教育なんで、つまり、教育は学習支援と言っているんです。ですから、一番大事なことは学習者である個人を、その個人をどう主体的に作っていくかということ。それは、二つの大きな柱があると言われていました。一つは、自己実現で自分の好きなことをする、自分の持っている能力を出すということと、もう一つは、社会の要請に応えるということ。この二つの柱、個人の要望と社会の要請、この二つを基軸として人間が、自分の持っているものアビリティ可能性を引き出すことこれを「生涯学習」というふうに文科省は、捉えているんです。

ただ、日本で生涯学習という言葉が入ってきた時に、文科省のあり方が少し誤解を生むこともあって、少し混乱が生まれました。それは、社会教育と生涯学習の混同なんです。これは、桂委員も指摘されたとおりです。これは、基本的には、教育と学習とは違うということなんです。社会教育は教育なんです。ですから生涯学習は、これは学校の先生方が、よく誤解されるんですが生涯学習が一番大事なのは、学校教育なんです。学校教育に生涯学習の視点を入れるということなんです。生涯学習に基づく学校教育。と同時に、生涯学習の考え方に基づく社会教育。つまり、教育というのは、生涯学習という大きな価値のもとで行われるべきだということです。

だから、教育基本法第3条に、日本の教育の基本的理念、日本で教育を進めていく上での最も大事な基本的理念、教育基本法第3条示されています。ですから、生涯学習はあくまでも理念の言葉なんです。ところで、実際問題として、国民の中では混乱が起きてますし、もう少しわかりやすく整理しておいた方が良いと思いますので、少し申し上げます。

社会教育と生涯学習との混同の問題ですね。これは、社会教育というのは言うまでもなく学校教育法に基づいて教

育課程とし学校で営まれる正規的教育活動以外のすべてのことを社会教育と呼びます。家庭教育も社会教育の一つなんです。学校教育法に基づいて、教育課程として実施される教育授業、これが学校教育で、これ以外の教育が社会教育なんです。ところで、なぜ生涯学習が出てきたということになるんですが、学校教育にしる社会教育にしる公教育なんです。これは、憲法に明言されているもので、しかも教育委員会という制度があつて、学校教育行政、社会教育行政が行われているわけです。今日の委員の先生方も、そういう社会教育行政の委員をなさっていて、図書館もそうですし、公民館もそうですし、スポーツもそうですし、社会教育もそうですよね。そういう教育行政で行っている社会教育というものでは、今の社会では対応できないと言われているんです。国民の学習要求が高度化し、広範化しています。そうすると、いわゆる公教育という枠組みだけでは充分ではない。教育が個人の学習を含めて大きな広がりを見せているんです。そうすると、学校教育・社会教育という公教育対応だけではやっていけない。という広がり、この中で出てきたんです。特に、憲法第89条が、公教育に対する制限をしているんです。公教育に対する制限があるが故に、社会教育行政というのはいろんなことを、住民が言ってこられても受けられないんです。たとえば、社会教育関係団体に対する補助でも、基本的には憲法違反なんです。社会教育団体というのは、行政自身なんです。それ以外に公金を、一銭も使ってはならないと憲法に書かれているんです。社会教育法第23条がそういうことを明確にしています。ということは、公教育でいろんなことをすることは、無理なんです。たとえば、民間との連携。まず、無理です。しかしながら、今の時代は、そうじゃないです。皆さんご存じのように、民間民間がどんどんね。

そうすると、社会教育というくくりではおさまらない、そこで出てきたのが生涯学習ということが一点。もう一点は、人間の成長や発達には教育だけではない。たとえば環境問題、学校で環境教育をやっていますね。公民館なんかでも環境教育をしていると思います。しかし、公民館や学校だけが環境養育の場ですか。僕は、違うと思います。たとえば、住民の皆さんが、川の水質を調べて、水が汚れているとか、何か問題がないかは、ありうる話です。こういったことを、行政の環境担当のセクションと住民とが結びついて、様々な学びをしていますね。つまり、地方公共団体がやっているあらゆる行政は、すべての住民にとっては学習の対象なんです。教育を受けるのではなく、学習の対象なんです。だとするなら、教育委員会行政だけの話ではないということなんです。生涯学習というには、一般行政を含んだ、大きな枠組みなんです。大事なことは学習というけれど、一番大事なのは教育なんです。教育が最も大事なコアの部分です。

したがって、学校教育と社会教育という教育行政を中心にしながら、行政の様々なセクションにまたがった総合的な学びの体系、これを生涯学習と呼んでいるわけです。したがって、生涯学習は、民間を含めた公教育という枠組みを越えた、広い多くの国民や住民のニーズを充足できるような性格と、もう一つは、あくまでも教育が中心であるけれども、教育以外との部分とのネットワークをした、そういう学びを生涯学習といっているわけです。

それと、山田委員がおっしゃった言葉なんです、94年・平成2年にキャッチフレーズ国民向け言葉を文科省が考えた訳です。「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる。ただこれは、あと次の言葉があるんです。

「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができ、そのことが評価される社会。評価というところに社会性を求めているんです。つまり、公共性を求めているんです。生涯学習の目的は、成人教育の目的でもいっこぶんなんですけど、要するに公的な社会を私たちがどう作るか、市民社会をどう作っていくのかに、かかわってくる訳です。そういう意味でね、今よく言われている市民協働という言葉がよく使われていますね。市民協働は大事なことですし、大いに結構だと思いますが、肝心の住民の具体的な力が、先ほど清澤先生から着地点の質問があつたと思いますが、どういう住民を作るかということです。その住民自身がですね、市民協働といっても、役所がそんなことを言ったって、住民が動かなかつたら意味がないんです。住民が実際に積極的に、自発的に動く、そういう住民をどう作るのか。その基のベースを作るのが生涯学習なんです。

したがって、生涯学習の推進によって、市民性を高める、社会の要請に応えられる、学習したことが評価されるということは、学んだことを自分の財産に止めるのではなくて、それを、アウトプットしていく。たとえば、図書館で学びますよね。それで成長しますよね。それにとどめるのではなくて、それを社会に活かしていく、活かすことをシステム化したものが生涯学習でもあるのです。したがって、受身的・受動的な教育だけにとどまらない。教育というのは、受動的なんです。その受動的な教育に加えて能動的な形で持って社会にかかわっていく、そのフレームのことを生涯学習社会と呼んでいるのです。そういったことで、ご理解いただければと思っています。難し言葉を使っているわけですし、まだまだいっぱいしゃべることはあるんですが、そういうことでご理解いただければと思います。

それで、今回、門真市が、教育委員会行政を中心としながら、その他の行政にも目配りをしながら、住民が様々なことを学んでいく、学習力を身につけていく、それにはどうしたらよいか。皆さんとお話ししながら、その体系を

作っていけるかなと思っています
何かご質問ありますでしょうか。

桂委員：

ご説明に、たとえば健康福祉部とかいろんな課長段階やワーキンググループとか、それは全庁的な市長部局、教育委員会だけではなく全体的な生涯学習の場として取り組むんだということの確認でよろしいでしょうか。

補佐：

はい。

委員長：

生涯学習において、健康というのは大きなテーマなんですね。

もう少し時間とってもよろしいですか。

たとえば、インフォームドコンセプトという言葉ご存じですね。自分のことは、自分でするということです。

これまでは、主治医の診察があって病気の説明があったんですが、そういうことではなくて、患者自身が主治医から聞く、検査技師からデータを貰う、あるいはセカンドオピニオンということで別のお医者さんからも意見を聞く、最終的に患者自身が決めるんですね。患者が自分の病気と闘わなければいけない、それがインフォームドコンセプトなんですね。その時に、患者が自分の病気と闘う、たとえば糖尿病の方が、糖尿病の方は特に医者の治療や手術じゃなくて、本人自身が生活改善していかなければいけない。そうしたときにね、自分をかえていくということ難しい言葉で言うと、自己管理学習と云うんです。自分で自己管理が出来ないような人は、病気とは戦えない。そういったことも、生涯学習の大きな柱なんですね。健康学習というのは、きわめて大きな生涯学習の柱として位置づけられており、ただしんどののでは困りますので学びというには、楽しく、面白くてね。そういう意味では、スポーツはきわめて大事です。これまでは、スポーツ振興法でしたがそれではもう時代遅れなんですね。ですからスポーツ基本法という新しいものが出てきて、先ほども総合型地域スポーツクラブの話が出てましたが、住民が楽しく、面白くなって自分の健康をつくるという学びを作っていくそれが、生涯学習に求められるものなんです。ですから出来るだけ生涯学習推進計画は、住民にとって興味がある面白い、やってみようか、心がウキウキするそういうものを作っていくないと、行政が作った、また、こんなやというのでは具合が悪いです。言葉ひとつとっても出来るだけエキサイティングなワクワクするような、それからもう一点大事なことは、2009年のブラジルのベレン会議の中で言われたことで、インクルーシブな考え方を入れる、インクルーシブという言葉は大変難しい言葉で、日本語にしますと共生という言葉で、ソーシャルインクルージョンにより障害者の方々と健常者がともに共生するという言葉で使われています。京都府教育委員会のことを紹介しておきます。京都府教育委員会の昨年作った教育振興基本計画には、インクルーシブをこんなふうに書いています。「自分が周りの他人によって暖かく包み込まれていると思われるような、そういう社会を作ろう。」ということを教育振興基本計画の大きなキーワードで言っています。自分が周りの人たちによって、暖かく包み込まれることを実感する。そういう教育を京都は作ってこうとおっしゃったんです。先ほど申し上げたベレン会議のキーワードを最初にそういう言葉にしたのは、京都が一番早いと思います。他の県は遅れています。そういう意味で、京都を紹介しました。そういうことで先ほども申し上げましたように、面白くて、楽しくて、興味が持てる生涯学習。それと同時に、自分が包み込まれるという人権、人権をキチンと入れた生涯学習これが必要かなと思っております。

大変時間を超過しました。すみません、何かございませんか。何かありましたら、また、お話しさせていただいてもよろしいですし、もし先生方よろしければ番外編でお茶を飲みながらでも、続けさせていただいても結構です。

次に議題の方の「その他に」に移らせていただきます。

事務局説明をお願いします。

補佐：（新体育館・生涯学習複合施設建設との関係性について）

新体育館・生涯学習複合施設建設との関係性につきまして、2点、ご説明申し上げます。

はじめに、施設の状況であります。旧市立体育館はすでに除却されており、また、文化会館は今後のまちづくり計画において除却の方向が示され、加えて図書館は近隣の類似人口の都市との比較により、人口一人あたりの貸出点数、蔵書点数が大きく下回っており、また、老朽化や閲覧コーナーの狭さなど、文部科学省が定めている「公立

図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されているような、図書館サービスの提供が困難な状況であります。このままの状況を放置いたしますと、近い将来において市民サービスが著しく低下することは避けられないとの考えから、このような事態を回避すべく、昨年7月に「財政健全化計画・中期財政見通し」の中において開設までの概ねのスケジュール等をお示しさせていただきました。

また、さきほど今西委員長よりお話いただきました「生涯学習とは何かについて」を念頭において頂き、土台である「生涯学習推進基本計画」との双方向の議論をお願い申し上げます。それによりまして、施設の具体的な考え方の整理の過程において、公の施設が持つべき「ミッション」に生涯学習の理念などが色濃く反映できる優位な面や、本委員会においてご議論いただきます「生涯学習社会の将来像」を見据えた建物とすることが可能になると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

補 佐：

次に第2回の策定委員会でございますが、平成24年7月に行いたいと存じます。日程は、改めて委員各位と調整のうえ、決定したいと考えております。その上で、開催をご通知申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

現在14時30分です。次の「第1回門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会」につきましては、予定どおり2時40分からの開催にさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員長：

これをもって、議題はすべて終了しました。

他に先生方ご意見等ございませんでしょうか？

無いようでしたら、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

－ 終 了 －